

第2次秋田県消費者教育推進計画（素案）について

県民生活課

計画の位置付け

- 消費者教育推進法第10条第1項に基づく都道府県計画
- 国の基本方針を踏まえて策定する県の消費者教育の推進に関する計画

計画の期間

令和2年度～6年度（5年間）

第2次計画策定の趣旨

- ◆消費者教育を総合的・一体的に推進することを目的として、平成24年12月に施行された消費者教育推進法を受け、「秋田県消費者教育推進計画」（平成27～31年度）を策定し、消費者教育の推進に取り組んできた。
- ◆しかし、高齢化の進行や、高度情報通信社会の進展、民法改正による成年年齢の引下げなど、消費者を取り巻く環境は変化している。
- ◆これらの変化に的確に対応するとともに、国の基本方針の変更等を踏まえ、第2次秋田県消費者教育推進計画を策定する。

策定のスケジュール

- 6月3日 消費者教育推進地域協議会
- 7～8月 消費者教育現況調査
- 12月 消費者教育推進地域協議会
- 1月 パブリックコメント
- 2月 2月議会で計画案説明
- 3月 消費者教育推進地域協議会
- 3月末 計画策定・公表

推進方針

- I 各年代・様々な場の特性に応じた消費者教育の推進
- II 消費者行政部局と関係部局との緊密な連携による推進
- III 地域の多様な主体との連携による推進

目指す消費者像

自ら考え自ら行動する
「自立した消費者」

第1次計画に基づく取組状況

- 小・中・高等学校及び特別支援学校における消費者教育**
 - 児童・生徒を対象とした教育支援講座
 - 小学生向け消費者ハンドブックの配布〔金融広報委員会連携〕
 - 訪問授業、公開授業、教員セミナー 委員会連携
- 大学等における消費者教育**
 - 金融リテラシー講座 〔金融広報委員会連携〕
 - 金融経済に関する講演会 委員会連携
- 地域社会における消費者教育**
 - 特殊詐欺被害の未然防止に向けた啓発〔県警察連携〕
 - 生活センター等による出前講座、講演会等
 - 消費者問題講演会等〔金融広報委員会連携〕
- 家庭における消費者教育**
 - 保護者等を対象としたインターネットセーフティの核となる地域サポーター養成講座〔県教育委員会連携〕
 - 生活センター等による出前講座
- 職域における消費者教育**
 - 生活センター等による出前講座
 - 食品関連事業者等を対象とした食品表示セミナー

主な課題

- ICTの進展を背景にした商品・サービスの取引形態の変化等に伴う、消費者トラブルの複雑化・多様化
 - 成年年齢引下げによる若年者の消費者被害の発生・拡大への懸念
 - 高齢者世帯の増加等に伴う、高齢者の特殊詐欺被害の深刻化
 - エシカル消費※の促進等、持続可能な社会の形成に向けた消費行動の働きかけ
- ※人や社会、環境に配慮した消費行動（エコ・リサイクル製品の購入、地産地消、応援消費 等）

第2次計画の重点的な取組

I 消費者の特性に配慮した体系的な消費者教育の推進

- ライフステージに応じた様々な場における効果的な消費者教育
- 消費者の特性に対する配慮を踏まえた消費者教育

II 若年者への消費者教育の充実・強化

- 高校生向け教材「社会への扉」を活用した実践的な消費者教育
- 教員の指導力向上のための研修の充実

III 高齢者の消費者被害の未然防止

- 地域の見守り活動等と連携した啓発活動の強化
- 特殊詐欺に関する適切な情報発信、注意喚起

IV 社会経済情勢の変化に対応した相談体制の充実と啓発推進

- 新たな消費者問題に対応できる県・市町村の消費生活相談員の育成・レベルアップと市町村の相談体制の維持・充実への支援
- 社会経済情勢を的確に捉えた相談機能の充実と普及啓発の推進